

じん肺法におけるじん肺健康診断等に関する検討会 開催要綱（案）

1. 目的

じん肺法に基づくじん肺健康診断については、昭和 53 年基発第 250 号労働省労働基準局長通達において、「じん肺診査ハンドブック」（昭和 54 年改訂）に記載された内容を基本として行うこととしている。

今般、環境大臣から中央環境審議会に対し「石綿健康被害救済制度の在り方について」の諮問が行われ、同審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において、石綿肺に関する最新の医学的知見等が示され、石綿健康被害救済法の趣旨に照らした石綿肺の取扱いにかかる考え方等が検討されているところである。

これらを踏まえ、じん肺法におけるじん肺健康診断のあり方について、最新の医学的知見を基に、必要な見直しの検討を行うこととする。

2. 検討内容

- ① 石綿健康被害救済法における石綿肺の取扱いを踏まえたじん肺健康診断のあり方について
- ② その他

3. その他

- ① 本検討会に座長をおく。
- ② 座長は検討会の議事を整理する。
- ③ 本検討会は必要に応じ、別紙参集者以外の有識者等の出席を依頼することができる。
- ④ 本検討会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- ⑤ 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。
- ⑥ この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。